

長野市民会館 基本構想（案）に対する見解

会 派

市民ネット

総論

（見解）

1. 市民ネットとしては、第一庁舎を「現市民会館を解体した跡地」に建設する基本構想案を「是」とすることから、市民会館の将来にわたる必要性、求められる市民会館のあり方を課題としてきた。
2. 貸館業務を中心とする現行のような「市民ホール」の将来を考えると、廃止し、他施設への代替利用転換を図ることが選択肢の一つとなるが、今日、求められる芸術文化創造の拠点となるような「市民会館」的施設と考えた場合、長野市民会館は廃止せず、必要な施設であると考え。
ただし、県民文化会館（ホクト文化ホール）の機能強化を含めた将来性、五輪施設の将来性、若里文化ホール、松代文化ホール、さらには篠ノ井市民会館のあり方を含め、市内における「ホール施設」の配置、市民・利用者にとっての利便性、存置の可能性を含め、この時期、検証されてしかるべきである。
合わせて、施設の維持管理運営費の見通し、市民負担についても明らかにされる必要がある。
3. 耐震補強工事を施し、歴史ある建物を長く使いたいとする市民の問題意識は大切である。公共施設全般に問われる課題であろう。耐震改修の場合に44.1億円と試算されているが、費用対効果について分かりやすい説明が求められる。
4. 市民ネットとしては第一庁舎の建て替えを是とすることから、いわゆる玉突きとなる市民会館については、必要な施設であると認めることから、自ずと「建て替え」を是とするものであるが、市民会館の必要性について、「一度も使ったことがない」市民も多いことから、市民ホールの機能を合わせ持つ芸術文化施設の必要性及び市費＝税金の投入について、今後さらに市民合意を得る努力をすべきである。
5. しかし、建設場所及び規模・機能について直ちに基本構想案に賛同するものではない。
建設場所を権堂B地区とする原案について、次の問題点を指摘する。
 - (1) 「あり方懇話会」の提言に「財政面、他施設も含めた利用状況等を検討する中で」とあるように十分な考察が必要であった。しかし、本年度当初の「10カ所で選定」の経過、そこから3カ所に絞った過程も不透明であったと言わざるを得ない。十分な情報公開と説明責任を求める。
 - (2) 現在のイトーヨーカドー、及び長野電鉄本社ビルは昭和53年及び昭和52年に建設されたビルである。イトーヨーカドーの建物は診断の結果、耐震基準を満た

しているとされている。本社ビルは耐震診断が実施されていないものの、老朽化しているとはいえ耐震改修の道が残されている施設といえる。民間施設ではあるが有効活用を図るべき建物であろう。そのビルを解体してしまうことは資源の大いなる無駄であり、環境に優しい施策とはならない。

(3) 検討委員会の提言に示された短所或いは懸念事項について、どのように対処するのかが示されなければならない。一つに、権堂商店街との賑わいの相乗効果が不明確であること、長野大通り東側に位置する商業ビルは中央通りから繋がる権堂アーケードを中心とする商店街から大通りを挟む形となり、集客・賑わいの創出が疑問であること。二つに権堂が持っているまちのイメージと文化芸術拠点としての市民会館とのイメージの調和に疑問が残ること。三つに大型店の存続に特化した再開発との印象があること、すなわち、特定の事業者への便宜供与となりうる危険性を持つこと。四つに、イトーヨーカドー長野店の存続についてCEOが存続を言明したようであるが、現下の経済状況で今後の動向が極めて不透明であること。これらの点について明快な方針が示される必要がある。総じて、再開発事業に参画する現基本構想案は、再開発事業そのものの不確実性に加え、前記の課題の解決が不可欠であると考えらる。

6. 以上から、建設場所について、3カ所の利点、欠点から総合的に判断したものは受け止めるものの、この際、不安定・不確実な再開発事業に依拠する方策ではなく、現実的な施策として現在地を第一候補とした基本構想案に転換すべきと考えらる。

その上で、市民合意を得る努力を十分に行いながら10月までに建設地を決定し、合併特例債を活用して平成26年度末までに建設するものと考えらる。

7. 基本構想案の「基本理念」「建設コンセプト」の部分は基本的に賛同する。

8. 規模については、現市民会館の利用状況で1000人未満が8割であることから、メインホールは市民の日常的な利活用に資するよう1000人程度を最大とする規模で検討すべきである。採算性の課題があるとはいえ、再考を要する。

9. また、単なる「箱モノ」としない創意工夫が不可欠である。市民手づくりの文化芸術活動の発信の場となる管理運営指針を確立するとともに、維持管理運営費もコストとして明示し、市民の理解を得ていくことが重要である。

各論

第 1 章 基本構想策定の背景

1 長野市民会館の現状

基本構想（案） p. 1

（見解）

- ・ 事実記載の部分であり特になし。

2 長野市民会館の課題

基本構想（案） p. 3

（見解）

- ・ 時代の変遷とともに「利用しづらい施設」となってしまったことは理解する。具体的な課題としても一応網羅されているものとする。

第 2 章 これまでの検討経過

基本構想（案） p. 4

（見解）

- ・ 情報公開、説明責任という点で課題を残している。耐震診断ではなく耐久度調査及び劣化診断により、また市民サービス向上の観点から「建て替えが合理的であること」を十分に市民に周知する必要性を痛感する。
- ・ 「市民意見の内容と長野市の考え方」の市民への周知について「回覧」方式を含め、善処を求めたい。
- ・ 市民グループによる情報公開請求への対応は極めて遺憾である。丁寧な情報開示を求める。

第 3 章 長野市民会館の在り方について

1 より質の高い文化芸術拠点とするために

基本構想（案） p. 10

（見解）

- ・ 文化芸術の拠点施設とするためには単に貸し館ではなく、音響面・舞台機能面で十分なものでなくてはならない。
- ・ また、舞台監督をはじめ自主開催のプログラムなどソフト面での充実が必要不可欠と考える。
- ・ 現市民会館が使いづらいものであるとはいえ、その利用度から「1000人未満の利用」が8割である事実を踏まえ、長野市民会館のあり方を検討する必要がある。

2 施設整備のための財源の確保について

基本構想（案） p. 12

（見解）

- ・ 合併特例債の活用には異論がないが、華美になることないように留意すること。

第4章 建設構想

1 基本理念

基本構想（案） p. 13

（見解）

- ・専門性をもった特色ある「文化芸術の拠点」に異論はない。一流の音楽・演劇を鑑賞できる施設を求める意見を否定するものではないが、むしろ市民が日常的に使える文化芸術交流の場、市民手づくりの発表の場にウェイトをおいた「文化芸術創造のステージ」となることが重要である。

2 施設構成

基本構想（案） p. 15

（見解）

- ・講演会・集会に加え、良質な音楽環境を整えたメインホール。
- ・小ないし中規模の講演会・集会に加え、演劇機能を有するサブホール。
- ・練習やリハーサルに使える場所の確保は不可欠であり、また多目的に利用できるものとする。
- ・練習やリハーサル室は可動式とし、大小の利用要望に応えられるような施設とする。
- ・市民の作品発表の場、アートギャラリーなどオープンスペースの確保の検討が必要。

3 施設規模

基本構想（案） p. 17

（見解）

- ・メインホールは、利用実態に鑑み1000席程度の音楽ホール及び楽屋。
- ・サブホールは300席程度の演劇ホール。市井の演劇グループの声も十分に聴きとり、要望にこたえられる規模とする。
- ・諸施設についても精査が必用。市民ギャラリー・会議室・ロビーについても華美にならず多目的が無目的にならないようにすること。

4 建設場所

基本構想（案） p. 18

（見解）

- ・総論に記載した事項通り。
- （1）「あり方懇話会」の提言に「財政面、他施設も含めた利用状況等を検討する中で」とあるように十分な考察が必要であった。しかし、本年度当初の「10カ所で選定」の経過、そこから3カ所に絞った過程も不透明であったと言わざるを得ない。十分な情報公開と説明責任を求める。
- （2）現在のイトーヨーカドー、及び長野電鉄本社ビルは昭和53年及び昭和52年に建設されたビルである。イトーヨーカドーの建物は診断の結果、耐震基準を満たしているとされている。本社ビルは耐震診断が実施されていないものの、老朽化しているとはいえ耐震改修の道が残されている施設といえる。民間施設ではあるが有効活用を図るべき建物であろう。そのビルを解体してしまうことは資源の大いなる無駄であり、環境に優しい施策とはならない。
- （3）検討委員会の提言に示された短所或いは懸念事項について、どのように対処するのかが示されなければならない。一つに、権堂商店街との賑わいの相乗効果が不明確であること、長野大通り東側に位置する商業ビルは中央通りから繋がる権堂アーケードを中心とする商店街から大通りを挟む形となり、集客・賑わいの創出が疑問であること。二つに権堂が持っているまちのイメージと文化芸術拠点としての市民会館とのイメージの調和に疑問が残ること。三つに大型店の存続に特化した再開発との印象があること、すなわち、特定の事業者への便宜供与となりうる危険性を持つこと。四つに、イトーヨーカドー長野店の存続についてCEOが存続を表明したようであるが、現下の経済状況で今後の動向が極めて不透明であること。これらの点について明快な方針が示される必要がある。総じて、再開発事業に参画する現基本構想案は、再

開発事業そのものの不確実性に加え、前記の課題の解決が不可欠であると考えます。

以上から、建設場所について、3カ所の利点、欠点から総合的に判断したものとは受け止めるものの、この際、不安定・不確実な再開発事業に依拠する方策ではなく、現実的な施策として現在地を第一候補とした基本構想案に転換すべきと考えます。

- ・「現段階では権堂B地区が適している」との判断は、一つの判断を示したに過ぎず、余りにも不安定・不確実な要素がありすぎる。前記した課題について、まずは考え方を示してもらいたい。
- ・市民に予断を与えることなく、現実的な方向性として、現在地を第一候補として再考することを提案する。基本構想案を変更し、10月までに決定する。

5 事業費

基本構想（案）p. 27

（見解）

- ・合併特例債の活用し、㎡単価は60万円程度すること。
- ・「市政90周年記念文化施設建設基金」を活用することを市民にも周知するとともに、市民会館単体の建設事業費では、合併特例債及び基金の活用により、新しい市民負担は生じないこと（確認の要ありだが）も分かりやすく説明していいのではないかと。
- ・事業費とは別に、維持管理運営費の見通しについて、市民に明らかにすべきである。

6 環境対策

基本構想（案）p. 28

（見解）

- ・十分に配慮、対応されたい。

7 運営管理

基本構想（案）p. 29

（見解）

- ・「市民ボランティアによる運営」や「プロデューサーの配置や養成」が検討課題とされている。市民参加をコンセプトとして、十分な対応方を求める。

（見解）

- ・基本構想案をまとめた段階で、全市的な説明会・意見集約の場を設け、市民の合意形成に努めるとともに、それらの意見を基本計画案策定に活かすこと。
- ・設計にあたっては市民意見、議会の意見を十分に反映できる場をつくること。
- ・市民会館との併設あるいは合築についても想定したスキームも考慮すること。
- ・市民意見と分析・説明について、住民自治協議会、区長会の協力を得て地域の「回覧」に付するような取組みを行うこと。
- ・建設当該地区の第三地区だけでなく、全市的に地区ごとの説明会を開き、市民合意の形成に努めることが必要である。出前講座を用意しているとの受け身ではなく、能動的な働きかけを行政はすべきである。
- ・市長は「能動的な公聴制度、例えばモニター制度の検討」に12月議会で言及したが、この具体化を求める。